

福井市障がい者自立支援協議会設置要綱

(目的および設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3に基づき、地域における障がい者に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携強化を図り、地域の実情に応じた社会資源の開発及び支援システムを構築することを目的とし、福井市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は以下に掲げる事項について協議・調整等を行う。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること
- (2) 地域における障がい者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に関すること
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること
- (4) 地域の相談支援従事者の質の向上や障がい者相談支援体制の整備に関すること
- (5) 市が委託・指定する相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること

(全体会)

第3条 第2条に規定する所掌事項のうち重要な事項について協議決定するため、協議会に全体会を置く。

- 2 全体会は15人以内の委員で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。
 - (1) 相談支援事業者
 - (2) 障がい福祉サービス事業者
 - (3) 保健・医療関係者
 - (4) 教育関係機関に所属する者
 - (5) 企業・雇用関係機関に所属する者
 - (6) 障がい者関係団体に所属する者
 - (7) 学識経験者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 全体会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、委員任命後最初の協議会は、市長が招集する。
- 4 全体会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 全体会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

6 全体会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に、会長1名及び副会長若干名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、各専門部会の代表者をもって充てることとする。
- 4 会長及び副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営会議)

第6条 協議会の運営及び調整を行うため、運営会議を置くことができる。

- 2 運営会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 個別支援における課題等の集約及び整理
 - (2) 地域課題等についての協議、専門部会への課題提起
 - (3) 専門部会間の調整
 - (4) 前号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事項に係る協議

(専門部会)

第7条 専門のテーマに応じた協議等を行うため、専門部会（以下「部会」という）を置くことができる。

- 2 部会は次に掲げる者のうちから構成する。
 - (1) 相談支援事業者
 - (2) 障がい福祉サービス事業者
 - (3) 保健・医療関係者
 - (4) 教育関係機関に所属する者
 - (5) 企業・雇用関係機関に所属する者
 - (6) 障がい者関係団体に所属する者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

2の2 協議会は、部会員の選出にあたり部会に意見を求めることができる。

3 部会は、地域における課題解決を図るための協議を行い、全体会及び運営会議に報告する。

- 4 専門部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
 - 5 専門部会は、必要と認めるときは、部会員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。
 - 6 部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。ただし、委員任命後最初の専門部会は、市障がい福祉課長が招集する。
 - 7 専門部会は、第3条4項、5項に定めた全体会の規定に準じる。
- 7の2 部会長が欠席の場合は、部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 8 部会員の任期は、3年とし、再任は妨げない。
- 8の2 部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(個別調整会議)

- 第8条 個別の相談事例について協議するとともに、その背景となる地域の課題を抽出するため、個別調整会議を置くことができる。
- 2 個別調整会議での協議結果は運営会議で報告するものとする。

(相談支援事業者連絡会)

- 第9条 相談支援事業者間の情報交換及び地域課題の共有、スキルアップをはかるため、相談支援事業者連絡会を置くことができる。
- 2 相談支援事業者連絡会での協議結果は運営会議で報告するものとする。

(秘密の保持)

- 第10条 協議会を構成する機関の職員は、障がい者等及び家族の個人情報の保護に万全を期するとともに、協議会活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会の構成員を退いた後も、また、同様とする。

(運営)

- 第11条 協議会の運営は、市障がい福祉課が行う。
- 2 基幹相談支援センター、地区障がい相談支援事業所、発達障がい相談支援事業所は、協議会の運営に参画する。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

- 附 則 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。